

恵庭市週休2日工事実施要領

[令和7年4月1日制定]

(趣旨)

第1条 この要領は、恵庭市が発注する建設工事において、建設業の担い手確保、入職しやすい環境づくりを計画的に行う等受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、週休2日を設定する工事（以下「週休2日工事」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 完全週休2日（土日） 対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
- (2) 週単位の週休2日 対象期間内の全ての週において、1週間に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。
- (3) 月単位の週休2日 対象期間内における全ての月毎の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上（以下、「4週8休以上」という。）の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものと見なす。
- (4) 通期の週休2日 対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）の水準に達する状態をいう。
- (5) 対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。工事着手日とは、実際の工事のための現場における準備作業（現場事務所設置や測量等）に着手する日をいう。工事完成日とは、後片付け作業（出来形測量や現場事務所、保安施設等の撤去等）が全て終了した日をいう。なお、年末年始6日間（12/29, 30, 31, 1/1, 2, 3）、夏季休暇3日間（8/13, 14, 15）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- (6) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (7) 水道工事 「水道施設整備費に係る歩掛表」に基づき設計図書を作成している工事をいう。

(対象工事)

第3条 対象とする工事は、週休2日による工期設定を行った工事（準備・後片付け期間及び不稼働日（休日、降雨・降雪日その他の要因による作業不能日）を適正に見込んだものに限る。）とする。ただし、災害復旧工事、緊急対応工事、工期末に制限のある工事等週休2日による施工の実施に適さない工事は除くものとする。

(発注方式)

第4条 受注者希望型とし、契約後、受注者の希望により週休2日による施工を実施することができるものとする。なお、完全週休2日及び月単位の週休2日が達成できない場合においても通期の週休2日による施工を行わなければならない。

(補正方法)

第5条 土木工事、営繕工事については、当初予定価格は月単位の週休2日を前提とした経費の積算を行い、現場閉所の達成状況の結果、完全週休2日を達成した場合は増額の設計変更を、月単位の週休2日に満たないもの、工事着手前に週休2日に取組むことについて協議が整わなかったもの（受注者

が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初計上の補正係数を考慮しない設計変更手続きを行う。

- 2 農業土木工事については、当初予定価格は通期の4週8休を前提として補正係数を考慮しない積算を行い、現場閉所の達成状況の結果、週単位の週休2日・月単位の週休2日の履行を達成した場合は、それぞれの補正係数を乗じた設計変更手続きを行う。
- 3 水道工事については、当初予定価格から完全週休2日(土日)を前提とした経費の積算を行い、現場閉所の達成状況の結果、完全週休2日(土日)に満たない場合は、履行状況に応じて月単位の週休2日又は当初計上の補正係数を考慮しない設計変更手続きを行う。なお月単位の週休2日に満たない場合又は工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)は、当初計上の補正係数を考慮しない設計変更手続きを行う。
- 4 週休2日の取組については、工事着工前に協議を行った内容に基づいて設計変更の判断を行うものとし、結果的に履行状況が当初協議した内容を上回る場合であっても、それに対する補正は行わない。

(実施における留意事項)

第6条 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工の実施にあたってはその趣旨に沿うよう努めるものとする。

- 2 契約後、受注者が週休2日による施工を希望したが、これを履行することができなくても、工事成績評価において減点等の措置は行わない。
- 3 受注者は、計画的な休日の取得に努めるものとするが、現場の進捗状況等から降雨、降雪等による予定外の休工日を現場閉所日とすることもできるものとする。
- 4 受注者は、地元対応やコンクリート打設後の養生期間、緊急対応など、やむを得ない場合は、監督員と協議のうえ、振替休日等により休日を取得することができるものとする。なお、現場閉所日に現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応することとする。
- 5 発注者は、週休2日による施工が適切に実施されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの関係書類(工事月報、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等をいう。)の提示により確認を行うものとする。
- 6 発注者は、災害対応等の緊急時を除き、休日の前日などに休日の作業が発生するような指示等を行わないこととする。
- 7 週休2日設定工事は、対象期間における現場閉所の状況に応じて、設計変更により工事別に以下の経費を補正する。

【工事の補正対象経費】

土木工事：労務費、共通仮設費、現場管理費
農業土木：労務費、共通仮設費、現場管理費
営繕工事：労務費、現場管理費
水道工事：労務費、共通仮設費、現場管理費

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。

- 2 受注者は、週休2日工事の検証を行うため、アンケート調査の依頼があった場合は、これに協力するものとする。

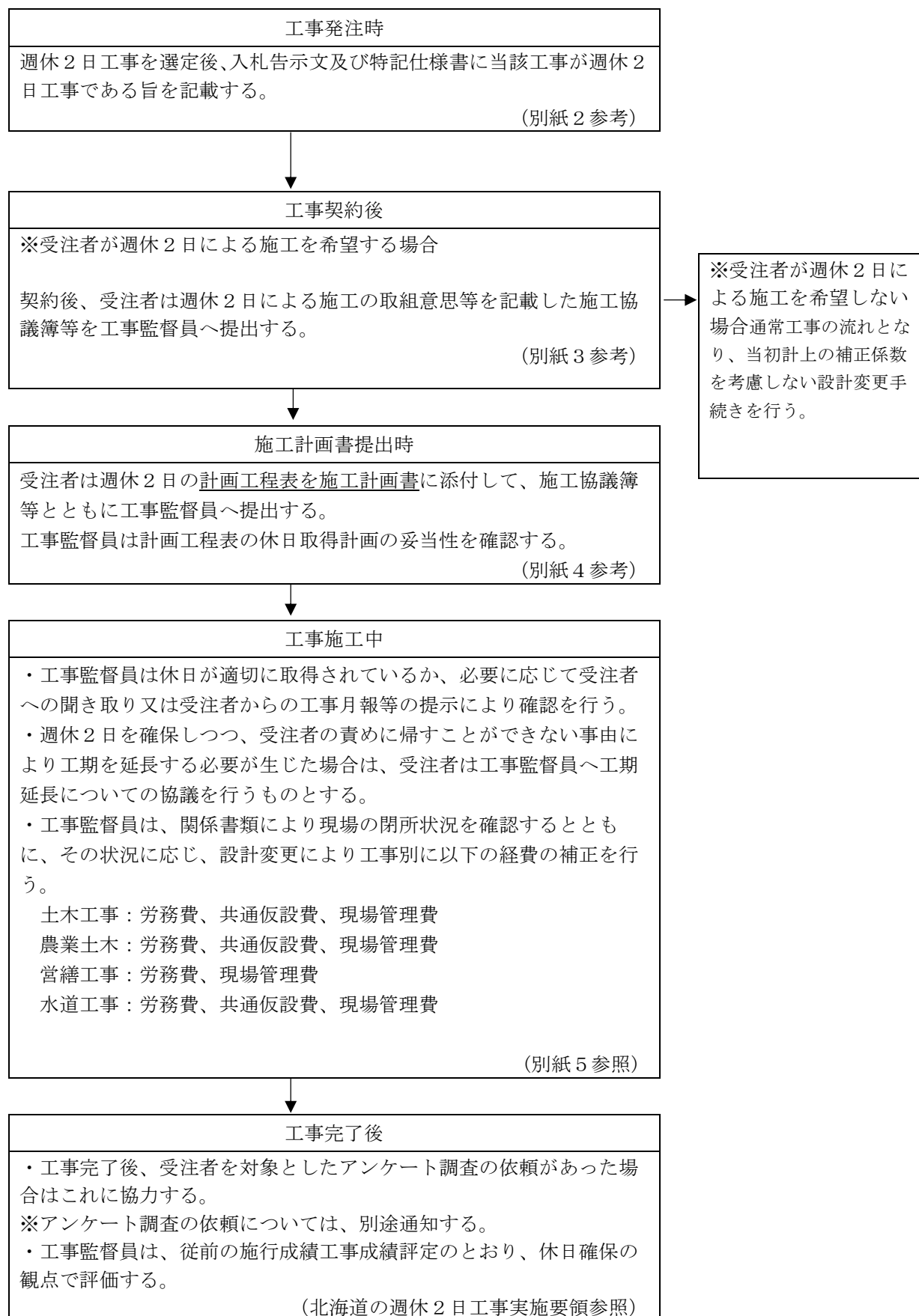
附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

週休2日工事実施フロー



1 入札公告の記載例

入札の公告

「1 入札に関する事項」に以下を追記する。

本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。

受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができる。なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても通期の週休2日による施工を行わなければならない。

2 特記仕様書の記載例

特記仕様書に以下事項を記載すること。

(土木工事・営繕工事)

○ 週休2日工事の実施について

1 本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。

2 受注者は、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができる。

3 週休2日

完全週休2日（土日） 対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。なお、土日に加えて受注者自らが土日以外にも閉所することは可能とする。

月単位の週休2日 対象期間内における全ての月毎の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上（以下、「4週8休以上」という。）の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものと見なす。

通期の週休2日 対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）の水準に達する状態をいう。対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。工事着手日とは、実際の工事のための現場における準備作業（現場事務所設置や測量等）に着手する日をいう。工事完成日とは、後片付け作業（出来形測量や現場事務所、保安施設等の撤去等）が全て終了した日をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

4 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

5 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。

6 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。

1) 受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。

2) 受注者は、実施結果を関係書類（工事月報、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等をいう。）により発注者へ報告する。

7 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

8 週休2日による施工を希望した工事は、現場閉所の達成状況を確認後、必要に応じ以下の補正方法により設計変更を行う。また、市場単価についても、現場閉所に応じた補正係数を乗じる。なお、労務費分が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。

2) 補正方法

当初予定価格は月単位の4週8休の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じ、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日を達成した場合は、完全週休2日(土日)の補正係수에設計変更を行い、月単位の4週8休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取組むことについて協議が整わなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初計上の補正係数を考慮しない設計変更手続きを行う。

- 9 「週休2日工事」について、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。
- 10 その他の事項については、恵庭市週休2日工事实施要領によるものとする。

(農業土木)

○ 週休2日工事の実施について

- 1 本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。
- 2 受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができる。
- 3 週休2日
週単位の週休2日 対象期間内の全ての週において、1週間に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。
月単位の週休2日 対象期間内における全ての月毎の現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上(以下、「4週8休以上」という。)の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものと見なす。
通期の週休2日 対象期間内の現場閉所率が28.5%(8日/28日)の水準に達する状態をいう。
対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。工事着手日とは、実際の工事のための現場における準備作業(現場事務所設置や測量等)に着手する日をいう。工事完成日とは、後片付け作業(出来形測量や現場事務所、保安施設等の撤去等)が全て終了した日をいう。
なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。
- 4 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- 5 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
- 6 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - 1) 受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。
 - 2) 受注者は、実施結果を関係書類(工事月報、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等をいう。)により発注者へ報告する。
- 7 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- 8 週休2日による施工を希望した工事は、現場閉所の達成状況を確認後、必要に応じ以下の補正方法により設計変更を行う。また、市場単価についても、現場閉所に応じた補正係数を乘じる。なお、労務費分が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。
 - 2) 補正方法
当初予定価格は通期の4週8休以上の達成を前提として補正係数を考慮しない。現場閉所の達成状況の結果、週単位の週休2日又は月単位の週休2日の履行を達成した場合は、それぞれの補正係数を乘じた設計変更手続きを行う。
- 9 「週休2日工事」について、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。

10 その他の事項については、恵庭市週休2日工事实施要領によるものとする。

(水道工事)

○ 週休2日工事の実施について

- 1 本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。
- 2 受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができる。
- 3 週休2日
完全週休2日（土日） 対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。なお、土日に加えて受注者自らが土日以外にも閉所することは可能とする。
月単位の週休2日 対象期間内における全ての月毎の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上（以下、「4週8休以上」という。）の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものと見なす。
通期の週休2日 対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）の水準に達する状態をいう。
対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。工事着手日とは、実際の工事のための現場における準備作業（現場事務所設置や測量等）に着手する日をいう。工事完成日とは、後片付け作業（出来形測量や現場事務所、保安施設等の撤去等）が全て終了した日をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- 4 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- 5 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
- 6 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - 1) 受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。
 - 2) 受注者は、実施結果を関係書類（工事月報、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等をいう。）により発注者へ報告する。
- 7 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- 8 週休2日による施工を希望した工事は、現場閉所の達成状況を確認後、必要に応じ以下の補正方法により設計変更を行う。また、市場単価についても、現場閉所に応じた補正係数を乗じる。なお、労務費分が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。
 - 2) 補正方法
当初予定価格から完全週休2日（土日）の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じ、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）に満たない場合は、履行状況に応じて月単位の週休2日の補正係数又は当初計上の補正係数を考慮しないものに設計変更手続きを行う。工事着手前に完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日に取組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、当初計上の補正係数を考慮しない設計変更手続きを行う。
- 9 「週休2日工事」について、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。
- 10 その他の事項については、恵庭市週休2日工事实施要領によるものとする。

記載例

工 事 施 工 協 議 簿

[指示 ・ 承諾 ・ 協議 ・ 確認]

契約後打合せ時

工事名	〇〇工事	発注者	監督員	
		印		
業者名	(株) 〇〇建設	受注者	現場 代理人	主任 技術者
		印		
協議年月日	年 月 日	印		
記載者	内 容			
協議事項	現場 代理人 〇〇			
		週休 2 日工事について協議します。		
		例 1) 当工事において、【完全週休 2 日 (土日)・週単位の週休 2 日・月単位の週休 2 日】による施工を希望します。※週単位の週休 2 日は農業土木工事にのみ適用		
		例 2) 当工事において、週休 2 日による施工は実施しません。		
合意事項	監督員 〇〇	例 1) 了解しました。【完全週休 2 日 (土日)・週単位の週休 2 日・月単位の週休 2 日】による施工を実施して下さい。また、計画工程表を提出願います。		
		なお、現場閉所の達成状況に応じて、経費の補正を考慮した設計変更を行います。		
		例 2) 了解しました。		
		労働基準法第 3 2 条 (労働時間の原則) 及び第 3 5 条 (休日) を		
		順守し、通期の週休 2 日による施工を実施して下さい。		
		(以下は土木・営繕・水道のみ記載)		
		なお、当初計上の補正係数を考慮しない設計変更手続きを行います。		

記載例

工 事 施 工 協 議 簿

[指示 ・ 承諾 ・ 協議 ・ 確認]

計画工程表受理時

工事名	〇〇工事	発注者	監督員	
		印		
業者名	(株) 〇〇建設	受注者	現場代理人	主任技術者
		印		
協議年月日	年 月 日			
記載者	内 容			
協議事項	現場代理人 〇〇			
		前回打合せ時に協議した、週休2日の計画工程表を提出します。		
合意事項	監督員 〇〇	例1) 計画工程表の内容が適正(妥当)ですので、この工程に沿って工事を進めて下さい。		
		なお、施工中に工程変更が必要となった場合は、別途協議します。		
		例2) 計画工程表の内容を確認しましたが、極端に偏った現場閉所日となっているため、均衡の取れた閉所日になるよう調整をお願いします。		
		ます。		
		(計画工程表については再提出をお願いします。)		

週休 2 日工事の経費の補正について

週休 2 日による工事の発注を推進するため、必要な経費を計上する。
計上方法は以下のとおりとする。

- 1 週休 2 日を実施する工事については、現場閉所率を算出し、対象期間における現場の閉所状況に応じた補正係数を各経費に乗じるものとする。

<現場の閉所状況>

完全週休 2 日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。なお、土日に加えて受注者自らが土日閉所することは可能とする。

週単位の週休 2 日とは、対象期間内の全ての週において、1 週間に 2 日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら 2 日以上現場閉所を行うことは可能とする。

月単位の週休 2 日とは、対象期間内における全ての月毎の現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日/28 日）以上（以下、「4 週 8 休以上」という。）の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、4 週 8 休以上を達成しているものと見なす。

<補正係数>

（土木工事）

	現場の閉所状況	
	月単位の 4 週 8 休	完全週休 2 日 (土日)
労務費	1. 0 2	1. 0 2
共通仮設費率	1. 0 1	1. 0 2
現場管理費率	1. 0 2	1. 0 3

（農業土木工事）

	現場の閉所状況	
	月単位の週休 2 日 現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上	週単位の週休 2 日 現場閉所 1週間に2日以上
労務費	1. 0 2	1. 0 2
共通仮設費率	1. 0 4	1. 0 5
現場管理費率	1. 0 5	1. 0 6

（営繕工事）

	現場の閉所状況	
	月単位の 4 週 8 休	完全週休 2 日 (土日)
労務費	1. 0 2	1. 0 2
現場管理費		1. 0 1

(水道工事)

	現場の閉所状況	
	月単位の 4週8休	完全週休2日 (土日)
労務費	1.02	1.02
共通仮設費率	1.01	1.02
現場管理費率	1.02	1.03

<市場単価の補正係数>

北海道建設部「週休2日工事実施要領」(直近)の補正係数に準ずる。

水道工事は国土交通省「週休2日の推進に向けた適切な費用計上について」(直近)の補正係数に準ずる。

農業土木は北海道農政部(直近)の補正係数に準ずる。

2 補正方法 受注者希望型

(1) 土木工事

当初予定価格は月単位の週休2日の達成を前提として補正係数を各経費に乘じ、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整った工事は、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日を達成した場合は、完全週休2日(土日)の補正係数に設計変更を行い、月単位の4週8休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初計上の補正係数を考慮しない設計変更手続きを行う。

(2) 農業土木

当初予定価格は通期の週休2日の達成を前提として補正係数を考慮しない。現場閉所の達成状況の結果、週単位・月単位の週休2日の履行を達成した場合は、それぞれの補正係数を乗じた設計変更手続きを行う。

(3) 営繕工事

① 当初予定価格は月単位の週休2日の達成を前提として補正係数を各経費に乘じ、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整った工事は、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日を達成した場合は、完全週休2日(土日)の補正係数に設計変更を行い、月単位の4週8休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初計上の補正係数を考慮しない設計変更手続きを行う。

② 市場単価と補正市場単価は、<市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格補正係数一覧>の補正係数及び以下の式により算出する。

【新営工事の場合】

・市場単価 × 新営補正係数

・補正市場単価 × 新営補正係数

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正係数
- ・補正市場単価 × 新営補正係数

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正係数
- ・補正市場単価 × 改修補正係数

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、＜市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格補正係数一覧＞の補正率及び以下の式により算出する。ただし、見積単価は補正しない。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正係数

【執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正係数

(4) 水道工事

- ① 当初予定価格は完全週休2日（土日）の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じ、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整った工事は、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）に満たない場合は、履行状況に応じて月単位の週休2日の補正係数又は当初計上の補正係数を考慮しないものに設計変更手続きを行う。

週休2日工事における工事成績評定の取り扱いについて

週休2日工事における工事成績評定については、北海道の週休2日工事实施要領に準ずる。